

平成 23 年 10 月 8 日
広 域 防 災 局

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定について

1 経 緯

平成 23 年 7 月 29 日に開催された九州地方知事会議において、関西広域連合と九州地方知事会との間で災害時の相互応援協定を締結することが提案された。これを受けて、九州地方知事会との間で相互応援協定を締結すべく調整を進めている。

<九州地方知事会の構成県>

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

2 協定（案）の要旨

（1）目 的

関西広域連合及び九州地方知事会の構成府県において大規模な災害が発生し、被災圏域の構成府県だけでは十分な応援ができないときに、相手圏域の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施する。

また、平常時においても災害時に的確な応援・受援ができるよう両圏域は情報交換を行うなど相互に協力する。

（2）対 象

地震、津波、風水害等による災害及びその他の緊急事案を対象とする（調整中）。

（3）応援の種類

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 資機材の提供
- ④ 避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤ 船舶等の輸送手段の提供
- ⑥ 医療支援
- ⑦ その他被災府県からの要請に基づく支援

（4）応援の方式

応援・受援の府県を定めるカウンターパート方式とする。
ただし、事案の特性に応じ同方式によらない場合がある。

（5）応援の自主出動

被災圏域からの速やかな応援要請が困難な場合を想定し、応援要請がなくても出動し、被災地域で収集した情報に基づいて応援を行うものとする。

(6) 平常時の協力

災害時に備え、平常時から情報交換、情報伝達訓練等を実施することとする。

(7) 事務局

協定の円滑な運用を図るため、それぞれの圏域に協定に関する事務局を置くこととし、関西広域連合の事務局を広域防災局、九州地方知事会の事務局を同会会長県防災担当部局とする。

(8) その他

応援要請の手続きや応援経費の負担について定める。

3 協定の締結時期

年内を目途に締結に向けた調整を進める。

4 その他

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」と整合性のとれた相互応援協定とする。